

第5回農林水産WG 説明資料

令和2年1月31日

警 察 庁

道路交通法上の車両区分について

- 道路交通法は、道路（農道の利用が一般に開放されているような場合は含まれる。）における交通の方法や自動車等の運転免許等について規定するもの。
- 車両の区分等によって、交通の方法や運転免許の要否は異なる。



エンジン又はモーターにより走行する車両

- 自動車
- 原動機付自転車

※ 例外

「身体障害者用の車椅子」及び「歩行補助車等」は、歩行が困難な障害者や高齢者を補助するため、歩行者の通行の危険や妨げとならない一定の大きさや構造に該当する車（最高速度6 km/h以下）については、歩道を通行できるようにする必要等から例外的に「歩行者」扱いしている。